

代表者が知らないうちに辞任登記が……

役員の就任登記、住民票や運転免許証が必要に

商業登記規則等の一部を改正する省令（法務省令第5号）が2月3日に公布されたことにより、役員の就任や代表取締役等の辞任の登記の際の添付書面が改正される。役員の就任の登記の際には住民票等の本人確認証明書の添付が義務付けられる。また、株式会社の設立代表取締役が知らない間に辞任の登記が行われるケースなどを防止するため、辞任の際には代表取締役の実印の押印などを求める。そのほか、商業登記の役員氏名に旧製の併記が可能となる改正も行われている。これらの見直しは、平成27年2月27日から適用されることになる。

会社設立の登記申請でも本人確認証明書が必要

現行、役員（取締役、監査役、執行役）の就任の登記を行う場面では、本人確認資料の提出は求められていない。また、代表取締役が辞任の登記をする場面では、辞任届に実印の押印を求めている。今回の改正は、このような現行制度を悪用し、役員について真実と異なる登記をした事例があるとの指摘を踏まえてのものである（図表1参照）。

具体的には、役員の就任による変更登記の申請や、株式会社の設立の登記の申請については、取締役等の本人確認証明書の添付が必要になる（当該取締役等の印鑑証明書を添付する場合を除く）。

本人確認証明書とは、①住民票記載事項証明書（住民票の写し）、②戸籍の附票、③住基カード（住所が記載されているもの）のコピー、④運転免許証等のコピーなどが該当する。③や④については裏面もコピーし、本人が「原本と相違がない」と記載して、記名押印する必要がある。

個人の実印と印鑑証明が必要

代表取締役や代表執行役の辞任の登記の申請については、辞任した代表取締役等の個人の実印による押印及びその印鑑証明書（市区町村長が作成したもの）又は辞任した代表取締役等の登記所届出印による押印が必要になる。

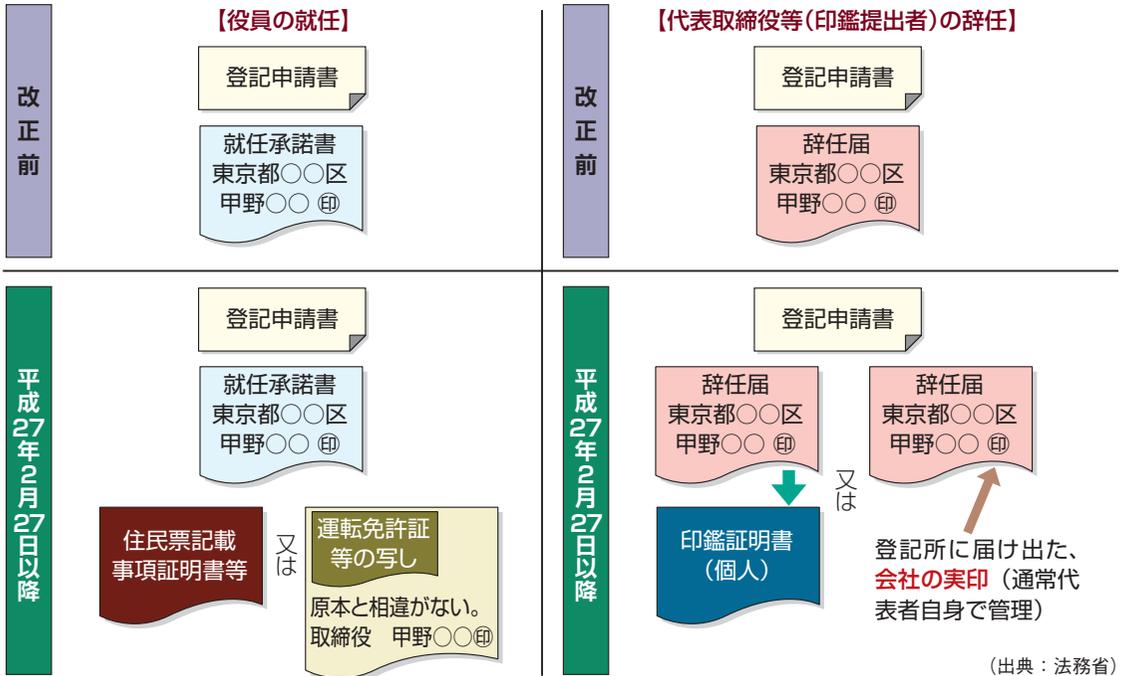
商業登記の役員氏名、旧姓の併記が可能

また、商業登記の役員氏名に旧姓の併記が可能となる（図表2参照）。現在、商業登記簿の役員欄には、役員の戸籍名のみしか記録されていないため、旧姓を使用している者が会社の役員に就任した場合、実際に使用している氏名では役員の登記ができず、社会活動上の

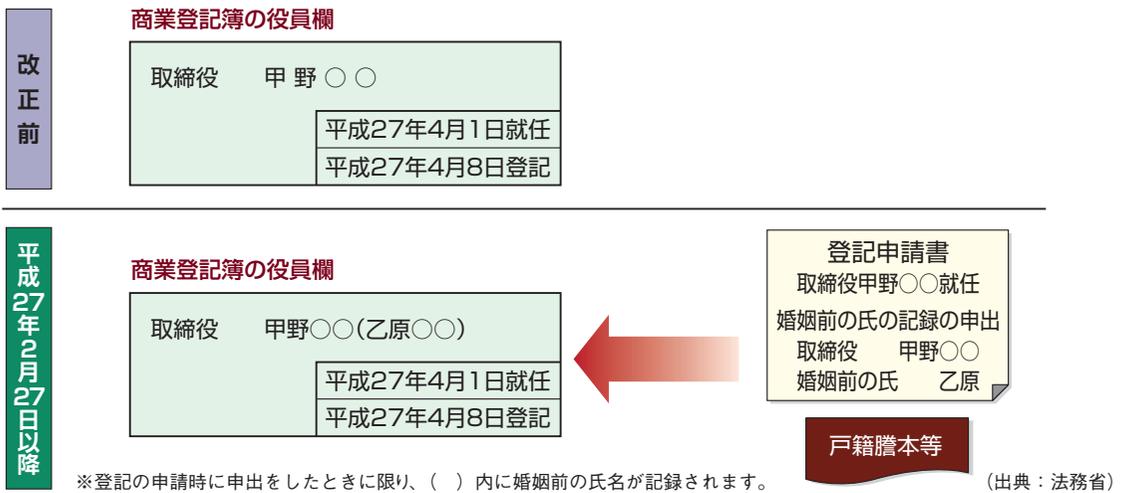
不便が生じているとの指摘が寄せられていた。

具体的には、設立の登記の申請、清算人の登記の申請、役員（取締役、監査役、執行役、会計参与若しくは会計監査人）又は清算人の就任による変更の登記の申請、役員又は清算人の氏の変更の登記の申請については、

【図表1】 役員の就任・代表取締役等の辞任の登記の添付書面に関する改正の概要



【図表2】 役員欄への婚姻前の氏の記録の改正の概要



婚姻前の氏も記録するよう申請と同時に登記申請人が申し出ることが可能だ。この場合、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の記録事項証明書などを添付することになる。

平成27年8月27日までは経過措置

なお、平成27年8月27日までは、役員等

に関する登記の申請などをしない場合であっても、婚姻前の氏も登記簿に記録することができることとされている。ただし、同日以降は、役員等に関する登記の申請など同時でなければ婚姻前の氏の記録の申出をすることはできないので留意したい。